

令和8年度焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金  
代理受領制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（令和8年焼津市告示第124号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、当該補助金の申請者が、当該補助金の交付の請求及び受領を木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）に係る契約を締結した者に委任する場合の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、要綱において使用する用語の例による。

(対象となる補助事業)

第3条 代理受領制度の対象となる事業は、木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）とする。

(事前届出)

第4条 補助金の交付の請求及び受領において、代理受領制度を利用しようとする者は、要綱第6条に規定する焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（第1号様式）をあわせて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により代理受領事前届出書を提出しなかった場合において、要綱第8条の規定による通知を受けた後に代理受領制度を利用しようとする者は、要綱第9条の規定にかかわらず、同条に規定する変更等承認申請書を代理受領事前届出書とあわせて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(届出確認の通知)

第5条 市長は、前条の規定により提出があった届出書の内容を確認の上、相当と認めるときは代理受領届出承認通知書（第2号様式）を申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者が、第4条に規定する事前届出を取り下げようとするときは、要綱第11条に規定する実績報告をするときまでに、代理受領事前届出取下届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、補助事業の遂行が困難になり、要綱第9条に規定する事業の中止又は廃止の届出を提出した場合は、前項の規定による届出を提出したものとみなす。

(事前届出の内容の変更等)

第7条 申請者は、第5条の規定による通知を受けた後に届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領に係る変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を提出した申請者に対し、代理受領事前届出変更承認通知書（第5号様式）を申請者へ送付するものとする。

(補助金の代理受領)

第8条 第5条又は前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「代理受領承認申請

者」という。)は、要綱第11条に規定する焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業実績報告書を提出する際に、代理受領に係る工事費内訳書(第6号様式)をあわせて市長に提出しなければならない。

2 代理受領承認申請者は、要綱第12条に規定する補助金交付確定通知書を受領した後、代理受領に係る委任状(第7号様式)を提出し、補助金の請求及び受領を事業者に委任することができる。

3 申請者の委任を受けた事業者(以下「受任事業者」という。)は、補助金請求書(第8号様式)を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、代理受領の承認を取り消すことができる。

- (1) 耐震補助事業の交付決定を取り消した場合
- (2) 虚偽の届出その他不正の行為があると判断した場合
- (3) 法令、要綱又はこの要領に違反した場合
- (4) その他市長が代理受領の承認が不相当と認めた場合

(書類の保管)

第10条 代理受領承認申請者及び受任事業者は、代理受領に係る書類を補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年度分の補助金に適用する。